

介護保険特別会計

1. 概要

高齢者を社会全体で支える制度として広く定着した介護保険制度は、3年毎に制度の見直しを行っている。平成30年度は第7期介護保険事業計画(平成30年度～平成32年度)の初年度にあたる。計画には介護保険法改正を受け、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護保険制度の持続可能性の確保を図ることが盛り込まれている。

取手市の平成30年1月1日現在の65歳以上の人口は35,518人で、高齢化率は32.9%を示し、要介護認定者が4,456人、認定率は12.5%である。益々加速する高齢化に伴い、居宅サービスを中心にサービス利用者が拡大するとともに介護給付費も増大している。

高齢者が住み慣れた地域で健康で幸福に暮らせるよう、介護保険事業計画に基づき、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組み、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の人への支援の仕組みづくり等を一体的に推進しながら、高齢者を地域全体で支えていく体制を構築する。

要介護(支援)認定者の推移

(4月1日現在)

年 度	65歳以上の人口	高齢化率	65歳以上の認定者数
平成30年度	35,518人	32.9%	4,456人
平成29年度	35,026人	32.3%	4,302人
平成28年度	34,266人	31.5%	4,204人
平成27年度	33,106人	30.3%	4,017人
平成26年度	31,818人	29.1%	3,826人

平成30年度は、平成30年1月1日現在

受給者の推移

(4月1日現在)

年 度	居宅介護(予防)サービス受給者	地域密着型(介護予防)サービス受給者	施設サービス受給者
平成30年度	2,572人	540人	871人
平成29年度	2,472人	527人	853人
平成28年度	2,570人	130人	822人
平成27年度	2,395人	125人	754人
平成26年度	2,204人	122人	752人

平成30年度は、平成30年1月1日現在

介護(予防)給付費当初予算額の推移

年 度	居宅介護（予防）サービス給付費	地域密着型（介護予防）サービス給付費	施設サービス給付費
平成 30 年度	2,678,682,000 円	747,852,000 円	2,799,744,000 円
平成 29 年度	2,604,600,000 円	726,744,000 円	2,744,280,000 円
平成 28 年度	2,498,152,000 円	661,452,000 円	2,831,280,000 円
平成 27 年度	2,732,760,000 円	391,420,000 円	2,831,280,000 円
平成 26 年度	2,676,780,000 円	415,290,000 円	2,572,248,000 円

2. 歳入の状況

(単位：千円)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	増 減 率(%)
介 護 保 険 料	1,933,768	1,900,446	1.8
使用料及び手数料	345	330	4.5
国 庫 支 出 金	1,388,433	1,387,150	0.1
支 払 基 金 交 付 金	1,973,810	2,005,891	△1.6
県 支 出 金	1,105,707	1,080,349	2.3
財 産 収 入	49	46	6.5
繰 入 金	1,332,574	1,163,189	14.6
繰 越 金	25,000	25,000	0.0
諸 収 入	3,194	3,126	2.2
歳 入 合 計	7,762,880	7,565,527	2.6

3. 歳出の状況

(単位：千円)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	増 減 率(%)
総 務 費	153,721	150,172	2.4
保 険 給 付 費	7,122,212	6,965,386	2.3
地 域 支 援 事 業 費	389,427	372,949	4.4
諸 支 出 金	77,520	57,020	36.0
予 備 費	20,000	20,000	0.0
歳 出 合 計	7,762,880	7,565,527	2.6

1 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：高齢福祉課] P.134

7001 介護保険事務に要する経費 13,480,000 円 (12,916,000 円)

[その他 13,479,000 円 一財 1,000 円]

＊ 特財積算根拠

[財産収入：介護給付費準備基金利子 48,000 円]

[繰入金：事務費等繰入金 13,375,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 56,000 円]

○ 目的

介護保険制度の適正かつ効率的な実施、被保険者に対する行政サービスの向上を図る。

○ 内容

介護保険制度を適正に実施する。

主な経費	通信運搬費（被保険者証・決定通知郵送等）	2,433,000 円
	委託料（介護保険電算情報処理業務他）	8,091,000 円
	介護保険システムOA機器使用料（事務処理システム機器賃貸借他）	1,491,000 円

2 徴収費 1 賦課徴収費

[担当：高齢福祉課] P.136

7501 保険料賦課徴収費に要する経費 6,524,000 円（6,495,000 円）

[その他 6,524,000 円]

＊ 特財積算根拠

[手数料：保険料督促手数料 345,000 円]

[繰入金：事務費等繰入金 6,179,000 円]

○ 目的

介護サービス給付費などに充てる財源を確保するために、市内に住所を有する 65 歳以上の被保険者（第 1 号被保険者）に対し、介護保険料の賦課及び徴収事務を行う。

○ 内容

介護保険第 1 号被保険者に保険料内容の周知を図ると共に、保険料の賦課及び徴収を行い保険料納入者の管理を行う。

主な経費	印刷製本費（介護保険料リーフレット・封筒作成）	1,256,000 円
	通信運搬費（特別徴収額決定通知書・普通徴収納入通知書等郵送料）	3,789,000 円
	手数料（特別徴収業務・コンビニ収納等手数料）	1,117,000 円

3 介護認定審査会費 1 介護認定審査会費

[担当：高齢福祉課] P.136

7501 介護認定審査会に要する経費 14,074,000 円（12,966,000 円）

[その他 14,074,000 円]

＊ 特財積算根拠

[繰入金：事務費等繰入金 14,074,000 円]

○ 目的

介護認定審査会を開催し、介護保険認定申請者の要介護・要支援の審査判定を適正に行う

ことで、介護保険制度の適正な運営を図る。

○ 内容

介護認定調査結果をコンピュータ処理により一次判定し、審査会資料の作成を行う。認定審査会を開催し、一次判定結果・主治医意見書・認定調査特記事項をもとに介護度の認定を行う。認定申請者の増加見込みにより、審査会開催回数を増やす。

主な経費	介護認定審査会委員報酬	10,101,000円
	介護保険システムOA機器使用料（認定審査業務システム賃貸借他）	2,327,000円

3 介護認定審査会費 2 認定調査等費

[担当：高齢福祉課] P.137

7501 認定調査等に要する経費 47,643,000円（38,595,000円）

[その他 47,643,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：事務費等繰入金 47,643,000円]

○ 目的

訪問調査の的確な実施、主治医意見書の作成依頼など認定審査会の開催準備をし、公平で適正な要介護・要支援認定を行うことで、介護保険制度の適正な運営を図る。

○ 内容

介護認定調査員が要介護認定申請者に対して訪問調査を実施。かかりつけの医師へ主治医意見書の作成を依頼する。認定申請者の増加見込みにより、認定調査員を増員する。

主な経費	報酬（介護認定調査員他）	18,720,000円
	通信運搬費（認定調査票・主治医意見書郵送料）	919,000円
	主治医意見書作成手数料	20,928,000円
	居宅介護支援事業者介護認定調査委託料	1,763,000円
	公用車リース料（認定調査用）	1,535,000円

2 保険給付費

1 介護サービス等諸費 1 居宅介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.139

7501 居宅介護サービス給付費に要する経費 2,588,376,000円（2,516,400,000円）

[国・県 846,229,000円 その他 1,742,147,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 517,679,000円]

[国補：普通調整交付金 5,000,000円]

[県負：介護給付費負担金 323,550,000円]

[保険料：特別徴収分 627,563,000円]

[保険料：普通徴収分 25,257,000円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 1,014,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 698,862,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 323,550,000 円]
[繰入金：低所得者の保険料軽減に要する費用 14,021,000 円]
[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 50,380,000 円]
[諸収入：第三者納付金 1,500,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けた時に、居宅介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス給付費 @43,400 円×4,970 人×12 ヶ月

1 介護サービス等諸費 2 地域密着型介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 139

7501 地域密着型介護サービス給付費に要する経費 745,200,000 円 (725,040,000 円)

[国・県 242,190,000 円 その他 503,010,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 149,040,000 円]
[県負：介護給付費負担金 93,150,000 円]
[保険料：特別徴収分 194,151,000 円]
[支払基金：第2号被保険者保険料 201,204,000 円]
[繰入金：介護給付費繰入金 93,150,000 円]
[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 14,505,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、住み慣れた地域で生活できるよう地域に密着した介護サービスを受けた時に、地域密着型介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

地域密着型介護サービス給付費 @103,500 円×600 人×12 ヶ月

1 介護サービス等諸費 3 施設介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 139

7501 施設介護サービス給付費に要する経費 2,799,744,000 円 (2,744,280,000 円)

[国・県 909,918,000 円 その他 1,889,826,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 419,962,000 円]
[県負：介護給付費負担金 489,955,000 円]
[県補：財政安定化基金貸付金 1,000 円]
[保険料：特別徴収分 725,631,000 円]
[保険料：普通徴収分前年度以前分 2,300,000 円]
[支払基金：第2号被保険者保険料 755,931,000 円]
[繰入金：介護給付費繰入金 349,968,000 円]
[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 54,496,000 円]
[諸収入：第三者納付金 1,500,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、介護保険施設である指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、介護医療院で介護サービスを受けた時に、食費、居住費、日常生活費を除く施設介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

施設介護サービス給付費 @253,600円×920人×12ヶ月

1 介護サービス等諸費 4 居宅介護福祉用具購入給付費

[担当：高齢福祉課] P.140

7501 居宅介護福祉用具購入給付費に要する経費 9,720,000円(9,000,000円)

[国・県 3,159,000円 その他 6,561,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 1,944,000円]

[県負：介護給付費負担金 1,215,000円]

[保険料：特別徴収分 433,000円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 2,100,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 2,624,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 1,215,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 189,000円]

○ 目的

要介護認定者が、厚生労働大臣が定める特定福祉用具を購入した時に、居宅介護福祉用具購入給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

特定福祉用具購入に係る費用100,000円を年間の上限とし、利用者負担割合に応じて購入費の一部を支給する。

居宅介護福祉用具購入給付費 @30,000円×27件×12ヶ月

1 介護サービス等諸費 5 居宅介護住宅改修給付費

[担当：高齢福祉課] P.140

7501 居宅介護住宅改修給付費に要する経費 30,000,000円(26,400,000円)

[国・県 9,750,000円 その他 20,250,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 6,000,000円]

[県負：介護給付費負担金 3,750,000円]

[保険料：特別徴収分 3,214,000円]

[保険料：普通徴収分 4,602,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 8,100,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 3,750,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 584,000円]

○ 目的

要介護認定者が、手すりの取付け等の住宅改修を行った時に、居宅介護住宅改修給付費

を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

住宅改修に係る費用 200,000 円を上限とし、利用者負担割合に応じて改修費の一部を支給する。

居宅介護住宅改修給付費 @100,000 円×25 件×12 ヶ月

1 介護サービス等諸費 6 居宅介護サービス計画給付費

[担当：高齢福祉課] P. 141

7501 居宅介護サービス計画給付費に要する経費 346,680,000 円 (341,784,000 円)

[国・県 112,671,000 円 その他 234,009,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 69,336,000 円]

[県負：介護給付費負担金 43,335,000 円]

[保険料：特別徴収分 37,311,000 円]

[保険料：普通徴収分 53,011,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 93,604,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 43,335,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 6,748,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅介護支援事業者から介護支援を受けた時に、居宅介護サービス計画給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス計画給付費 @13,500 円×2,140 人×12 ヶ月

2 介護予防サービス等諸費 1 介護予防サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 141

7501 介護予防サービス給付費に要する経費 90,306,000 円 (88,200,000 円)

[国・県 29,349,000 円 その他 60,957,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 18,061,000 円]

[県負：介護給付費負担金 11,288,000 円]

[保険料：特別徴収分 19,364,000 円]

[保険料：普通徴収分 4,164,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 24,383,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 11,288,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 1,758,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けた時に、介護予防サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

介護予防サービス給付費 @17,300 円×435 人×12 ヶ月

2 介護予防サービス等諸費 2 地域密着型介護予防サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 141

7501 地域密着型介護予防サービス給付費に要する経費 2,652,000 円 (1,704,000 円)

[国・県 861,000 円 その他 1,791,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 530,000 円]

[県負：介護給付費負担金 331,000 円]

[保険料：特別徴収分 692,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 716,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 331,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 52,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、住み慣れた地域で生活できるよう地域に密着した介護サービスを受けた時に、地域密着型介護予防サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

地域密着型介護予防サービス給付費 @221,000 円×1人×12ヶ月

2 介護予防サービス等諸費 3 介護予防福祉用具購入給付費

[担当：高齢福祉課] P. 142

7501 介護予防福祉用具購入給付費に要する経費 2,016,000 円 (1,920,000 円)

[国・県 655,000 円 その他 1,361,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 403,000 円]

[県負：介護給付費負担金 252,000 円]

[保険料：特別徴収分 526,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 544,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 252,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 39,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、厚生労働大臣が定める特定福祉用具を購入した時に、介護予防福祉用具購入給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

特定福祉用具購入に係る費用 100,000 円を年間の上限とし、利用者負担割合に応じて購入費の一部を支給する。

介護予防福祉用具購入給付費 @21,000 円×8件×12ヶ月

2 介護予防サービス等諸費 4 介護予防住宅改修給付費

[担当：高齢福祉課] P. 142

7501 介護予防住宅改修給付費に要する経費 12,000,000 円 (12,600,000 円)

[国・県 3,900,000 円 その他 8,100,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 2,400,000 円]

[県負：介護給付費負担金 1,500,000 円]

[保険料：特別徴収分 3,126,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 3,240,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 1,500,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 234,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、手すりの取付け等の住宅改修を行った時に、介護予防住宅改修給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

住宅改修に係る費用 200,000 円を上限とし、利用者負担割合に応じて改修費の一部を支給する。

介護予防住宅改修給付費 @125,000 円×8 件×12 ヶ月

2 介護予防サービス等諸費 5 介護予防サービス計画給付費

[担当：高齢福祉課] P. 143

7501 介護予防サービス計画給付費に要する経費 17,316,000 円 (15,209,000 円)

[国・県 5,627,000 円 その他 11,689,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 3,463,000 円]

[県負：介護給付費負担金 2,164,000 円]

[保険料：特別徴収分 4,433,000 円]

[保険料：普通徴収分 80,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 4,675,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 2,164,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 337,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、指定居宅介護支援事業者から介護支援を受けた時に、介護予防サービス計画給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

介護予防サービス計画給付費 @4,810 円×300 人×12 ヶ月

3 その他の諸費 1 審査支払手数料

[担当：高齢福祉課] P. 143

7501 審査支払手数料に要する経費 6,464,000 円 (6,687,000 円)

[国・県 2,100,000 円 その他 4,364,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 1,292,000 円]

[県負：介護給付費負担金 808,000 円]

[保険料：特別徴収分 1,685,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 1,745,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 808,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 126,000円]

○ 目的

介護保険の適正な給付をするため、茨城県国民健康保険団体連合会にレセプト審査及び支払を依頼する。

○ 内容

茨城県国民健康保険団体連合会に審査支払手数料を支払う。

審査支払手数料 県内 @57円×8,660件×12ヶ月

県外 @57円×790件×12ヶ月

4 高額介護サービス等費 1 高額介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P.144

7501 高額介護サービス費に要する経費 166,740,000円 (156,600,000円)

[国・県 54,190,000円 その他 112,550,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 33,348,000円]

[県負：介護給付費負担金 20,842,000円]

[保険料：特別徴収分 27,878,000円]

[保険料：普通徴収分 15,477,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 45,020,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 20,842,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 3,246,000円]

[財産収入：高額介護サービス費貸付基金利子 1,000円]

[諸収入：第1号被保険者延滞金 84,000円 返納金 2,000円]

○ 目的

要介護認定者が受けた介護サービスに係る利用者負担額が一定額を超えた時に、高額介護サービス費を支給し利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

同一月に利用した介護サービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が所得に応じた限度額を超えた時に、申請により超えた分を高額介護サービス費として支給する。

公費分 @11,000円×110件×12ヶ月 償還分 @21,500円×590件×12ヶ月

区 分	限度額
現役並み所得者相当の方	44,400 円
市民税課税世帯の方	44,400 円 (注)
世帯全員が市民税非課税	24,600 円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢福祉年金受給者の方 ・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方等 	24,600 円 (世帯) 15,000 円 (個人)
生活保護受給者	15,000 円

(注) 平成 29 年 8 月からは、同じ世帯の全ての 65 歳以上の方 (サービスを利用していない人を含む) の利用者負担額が 1 割の世帯には、3 年間に限り年間上限額 (446,400 円) を設定。

4 高額介護サービス等費 2 高額介護予防サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 144

7501 高額介護予防サービス費に要する経費 69,000 円 (60,000 円)

[国・県 21,000 円 その他 48,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 13,000 円]

[県負：介護給付費負担金 8,000 円]

[保険料：特別徴収分 20,000 円]

[支払基金：第 2 号被保険者保険料 19,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 8,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 1,000 円]

○ 目的

要支援認定者が受けた介護予防サービスに係る利用者負担額が一定額を超えた時に、高額介護予防サービス費を支給し利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

同一月に利用したサービスの利用者負担の合計額 (同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額) が所得に応じた限度額を超えた時に、申請により超えた分を高額介護予防サービス費として支給する。

高額介護予防サービス費 公費分 @2,400 円×1 件×12 ヶ月

償還分 @1,100 円×3 件×12 ヶ月

5 高額医療合算介護サービス等費 1 高額医療合算介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 145

7501 高額医療合算介護サービス費に要する経費 21,420,000 円 (19,800,000 円)

[国・県 6,961,000 円 その他 14,459,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 4,284,000 円]

[県負：介護給付費負担金 2,677,000 円]

[保険料：特別徴収分 1,329,000 円]
[保険料：普通徴収分 2,053,000 円]
[保険料：普通徴収分前年度以前分 2,200,000 円]
[支払基金：第2号被保険者保険料 5,783,000 円]
[繰入金：介護給付費繰入金 2,677,000 円]
[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 417,000 円]

○ 目的

医療及び介護の利用者の負担の軽減を図る。

○ 内容

同一世帯内で各医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療保険等）と介護保険を両方利用して、自己負担額が一年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の限度額を超えた場合、申請により、超えた分を高額医療合算介護サービス費として支給する。

高額医療合算介護サービス費 @25,500 円×70 件×12 ヶ月

5 高額医療合算介護サービス等費 2 高額医療合算介護予防サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 145

7501 高額医療合算介護予防サービス費に要する経費 24,000 円 (24,000 円)

[国・県 7,000 円 その他 17,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 4,000 円]

[県負：介護給付費負担金 3,000 円]

[保険料：特別徴収分 5,000 円]

[保険料：普通徴収分 3,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 6,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 3,000 円]

○ 目的

医療及び介護の利用者の負担の軽減を図る。

○ 内容

同一世帯内で各医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療保険等）と介護保険を両方利用して、自己負担額が一年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の限度額を超えた場合、申請により、超えた分を高額医療合算介護予防サービス費として支給する。

高額医療合算介護予防サービス費 @2,000 円×1 件×12 ヶ月

6 特定入所者介護サービス等費 1 特定入所者介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 146

7501 特定入所者介護サービス費に要する経費 283,344,000 円 (299,578,000 円)

[国・県 92,086,000 円 その他 191,258,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 42,501,000 円]

[県負：介護給付費負担金 49,585,000 円]

[保険料：特別徴収分 40,337,000 円]

[保険料：普通徴収分 34,485,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 76,503,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 35,418,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 5,515,000 円]

○ 目的

所得の低い方の施設利用が困難にならないよう利用者の収入状況に応じた自己負担限度額を設定し、負担軽減を図る。

○ 内容

世帯全員が住民税非課税の方等で一定の条件を満たす場合、申請により「介護保険負担限度額認定証」を交付し、限度額を超えた分は特定入所者介護サービス費として支給する。

なお、住民税非課税世帯でも預貯金などの資産が一定以上ある場合や住民票上世帯が異なっても配偶者(内縁含む)が課税されている場合には、給付の対象外となる。

また、利用者の非課税年金(遺族、障害、寡婦等の年金)も収入として算定し、負担限度額段階の判断基準に反映する。

特定入所者介護サービス費

施設・食事 @24,300 円×515 人×12 ヶ月 施設・居住 @19,300 円×455 人×12 ヶ月

短期・食事 @ 9,400 円×140 人×12 ヶ月 短期・居住 @ 8,000 円×125 人×12 ヶ月

利用者 負担段階	居住費等の負担限度額				食費の 負担 限度額
	ユニット型		従来型個室	多床室	
	個室	準個室			
第1段階	820 円	490 円	490 円 (320 円)	0 円	300 円
第2段階	820 円	490 円	490 円 (420 円)	370 円	390 円
第3段階	1,310 円	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370 円	650 円
基準費用額	1,970 円	1,640 円	1,640 円 (1,150 円)	840 円	1,380 円

※ () 内は介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合

※ユニット型準個室は平成30年4月より個室的多床室に変更

6 特定入所者介護サービス等費 2 特定入所者介護予防サービス費

[担当：高齢福祉課] P.146

7501 特定入所者介護予防サービス費に要する経費 141,000 円 (100,000 円)

[国・県 45,000 円 その他 96,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 28,000 円]

[県負：介護給付費負担金 17,000 円]

[保険料：特別徴収分 26,000 円]

[保険料：普通徴収分 12,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 38,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 17,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 3,000 円]

○ 目的

所得の低い方の短期入所生活介護が困難にならないよう利用者の収入状況に応じた自己負担限度額を設定し、負担軽減を図る。

○ 内容

世帯全員が住民税非課税の方等で一定の条件を満たす場合、申請により「介護保険負担限度額認定証」を交付し、限度額を超えた分は特定入所者介護サービス費として支給する。

なお、住民税非課税世帯でも預貯金などの資産が一定以上ある場合や住民票上世帯が異なっても配偶者(内縁含む)が課税されている場合には、給付の対象外となる。

また、利用者の非課税年金(遺族、障害、寡婦等の年金)も収入として算定し、負担限度額段階の判断基準に反映する。

特定入所者介護予防サービス費

食費 @2,530円×2人×12ヶ月 居住費 @3,320円×2人×12ヶ月

3 地域支援事業費

1 介護予防生活支援サービス事業費 1 介護予防・生活支援サービス事業費 [担当：高齢福祉課] P.147

7501 介護予防・生活支援サービス事業に要する経費 140,540,000円(142,200,000円)

[国・県 45,188,000円 その他 95,352,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 27,808,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 17,380,000円]

[保険料：特別徴収分 38,932,000円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 37,540,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 18,880,000円]

○ 目的

要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、運動機能の維持向上や閉じこもり予防を図るとともに、活動的で生きがいのある人生を送ることができるよう支援することを目的とする。

○ 内容

従来、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、住民主体の支援等の多様なサービス、一般介護予防事業の充実を図り、市の独自事業等を活用することにより、要支援者等の能力を最大限いかしつつ、要支援者等の状態等に応じたサービスを実施する。

(第1号訪問事業費)

・訪問介護相当サービス

(従来、介護予防訪問介護により提供されていた専門的なサービス)

@17,000円×215人×12月=43,860,000円

(第1号通所事業費)

・通所介護相当サービス

(従来、介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービス)

@23,000円×320人×12月=88,320,000円

1 介護予防生活支援サービス事業費 2 介護予防ケアマネジメント費

[担当：高齢福祉課] P.147

7501 介護予防ケアマネジメントに要する経費 21,715,000円 (34,283,000円)

[国・県 7,057,000円 その他 14,658,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 4,343,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 2,714,000円]

[保険料：特別徴収分 6,038,000円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 5,863,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 2,714,000円]

[諸収入：介護予防ケアマネジメント財政調整に伴う負担金返還金 43,000円]

○ 目的

介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

○ 内容

介護予防ケアマネジメントは、要支援者等から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスのほか、一般介護予防事業などにより提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業である。

(介護予防ケアマネジメント費)

初回 @7,811円×20名×12月=1,874,640円

継続 @4,601円×350名×12月=19,324,200円

住所地特例 @4,300円×10名×12月=516,000円

2 一般介護予防事業費 1 一般介護予防事業費

[担当：健康づくり推進課] P.148

7501 介護予防普及啓発事業に要する経費 16,811,000円 (15,592,000円)

[国・県 5,463,000円 その他 11,348,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 3,362,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 2,101,000円]

[保険料：特別徴収分 4,708,000円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 4,539,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 2,101,000 円]

○ 目的

要介護認定や基本チェックリストに該当しない元気な高齢者を対象にきらり笑顔教室、脳活教室や取手プラン生命の樹等の一般介護予防教室を開くことで、高齢者の健康の保持増進を図る。

○ 内容

(きらり笑顔教室)

運動機能向上・口腔機能向上・認知症予防等についての講話や運動を行う教室を開催し、介護予防を図る。

きらり笑顔教室委託料 @320,000 円×3 教室=960,000 円

(取手プラン生命の樹)

一人ひとりの健康状態を、体力測定・問診・健康診断の結果から総合的に分析及び健康度評価を行い、健康づくりの方法を個別指導（カウンセリング）する。その後、転倒予防・チューブ体操・シルバーリハビリ体操・太極拳・脳力アップ・栄養指導など、さまざまなプログラム（フォローアップ教室）を開催し、継続的な健康づくりの機会を提供する。

取手プラン生命の樹業務委託料 12,396,000 円

(脳活教室)

「アタマとカラダ」の健康を維持しながら回想法の実践を通し、認知症予防を目指す教室。教室では、回想法を実践するボランティアアシスタントも同時に養成していく。

脳活教室業務委託料 899,000 円

[担当：高齢福祉課・健康づくり推進課] P.148

8001 地域介護予防活動支援事業に要する経費 10,004,000 円 (8,610,000 円)

[国・県 3,250,000 円 その他 6,754,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 2,000,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 1,250,000 円]

[保険料：特別徴収分 2,802,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 2,702,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 1,250,000 円]

○ 目的

介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的とする。

○ 内容

(介護予防講座)

介護予防に関する専門分野の講師を招いて、介護予防講座を開催する。

介護予防講座講師謝礼 41,000 円

(チューブ体操テキスト印刷)

チューブ体操の目的、効果や動作を分かりやすく示したテキストを印刷し、体操指導を行う指導者に配布することで、より効果的な体操の普及を目指す。

チューブ体操テキスト印刷製本費 454,000 円

(シルバーリハビリ体操指導士 3 級養成)

シルバーリハビリ体操を住民に指導するボランティア「シルバーリハビリ体操指導士」を養成するための講習会を委託する。

シルバーリハビリ体操指導士 3 級養成講習会委託料 195,000 円

(介護予防拠点施設運営)

地域の高齢者が気軽に集い、健康づくりや趣味のサークル活動に取り組むことのできる介護予防拠点施設の管理運営を通じて、高齢者の健康増進と生きがいづくりを図る。

指定管理者は取手市社会福祉協議会とし、指定管理期間は平成 30 年度から平成 33 年度。

介護予防拠点運営指定管理料運営費分(人件費、消耗品費等) 5,916,000 円

(チューブ体操指導者養成)

チューブ体操を住民に指導するボランティア指導者の養成と指導能力向上を目的として、指導者養成講習会やフォローアップ講習会を委託する。また、チューブ体操テキスト印刷を行うためのテキスト監修を委託する。

チューブ体操指導者養成委託料 283,000 円

(地域介護予防教室)

住民主体の活動の場に、専門的な講座を開催するために講師を派遣する。

地域介護予防教室委託料 510,000 円

(地域介護予防支援事業補助金)

地域の身近な集会所等を活用し、主に元気な高齢者を対象にした介護予防事業等に取り組む地域住民の団体に対し、活動費等の補助金を交付する。

地域介護予防支援事業補助金 1,800,000 円

(地域介護予防活動団体補助金)

地域住民及び高齢者を対象に、自主的に介護予防活動を行っている市内の団体に対し、補助金を交付する。

地域介護予防活動団体補助金 205,000 円

(介護支援ボランティアポイント事業)

65 歳以上の要介護認定を受けていない高齢者が、市内の指定された介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム、通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護施設でボランティア活動に従事。市は従事した時間数に対して、ポイントを付与(1 時間単位=1 ポイント)。累積したポイントに対し、年度末に申請を受け付け交付金を交付する。(1 ポイント=100 円。上限は 50 ポイント。)

介護支援ボランティア事業委託料 @231,481 円×1.08 =250,000 円

介護支援ボランティア交付金 @100 円×200 名×0.6×年間平均従事時間 25 時間
=300,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費 1 総務費

[担当：高齢福祉課] P.150

7601 地域包括支援センターに要する経費 128,605,000 円(104,941,000 円)

[国・県 74,280,000 円 その他 54,325,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 49,518,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 24,762,000 円]

[保険料：特別徴収分 29,555,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 24,762,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 8,000 円]

○ 目的

平成 27 年度以降、おおよその日常生活圏域ごとに 4ヶ所の地域包括支援センターを社会福祉法人等に業務委託し、高齢者がいつまでも自分らしく、可能な限り住みなれた地域で自立した生活を続けられるように、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の専門職員が互いに連携をとりながら継続的・包括的に支援していくことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を図る。

○ 内容

地域包括支援センター業務委託料	124,000,000 円
地域包括支援センターシステム使用料	332,000 円
一般職非常勤報酬	2,795,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費 2 任意事業費

[担当：高齢福祉課] P. 151

7901 住宅改修支援事業に要する経費 6,000 円 (6,000 円)

[国・県 3,000 円 その他 3,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 2,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,000 円]

[保険料：特別徴収分 2,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 1,000 円]

○ 目的

住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類の作成及び必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費の助成を行う。

○ 内容

住宅改修理由書作成手数料 @2,000 円×3 件

[担当：高齢福祉課] P. 151

8001 介護給付費等適正化事業に要する経費 1,191,000 円 (945,000 円)

[国・県 687,000 円 その他 504,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 458,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 229,000 円]

[保険料：特別徴収分 275,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 229,000 円]

○ 目的

受給者に介護サービスの利用実績を通知することにより、利用したサービスの種類や回数・費用額などが事実と相違ないかの確認を促し、介護給付の適正化につなげる。年 2 回

発送。

○ 内容

介護サービス利用実績通知作成委託料 574,000 円
〃 郵送料 617,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 151

8202 紙おむつ支給に関する経費 13,937,000 円 (13,723,000 円)

[国・県 8,047,000 円 その他 5,890,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 5,365,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 2,682,000 円]

[保険料：特別徴収分 3,208,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 2,682,000 円]

○ 目的

在宅要介護高齢者等に対して紙おむつを支給することにより、要介護高齢者等及び介護にあたる家族の負担軽減を図る。

○ 内容

要介護認定3以上の在宅高齢者及び要介護認定1以上の在宅の認知症高齢者に対して、紙おむつを年4回支給する。(本人が市民税非課税の方を対象とする)

扶助費 @3,300 円×325 人×12 月×1.08=13,899,600 円

通信運搬費 @82 円×450 人=36,900 円

[担当：高齢福祉課] P. 151

8203 在宅高齢者家族介護慰労金支給に関する経費 301,000 円 (300,000 円)

[国・県 172,000 円 その他 129,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 115,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 57,000 円]

[保険料：特別徴収分 72,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 57,000 円]

○ 目的

市民税非課税世帯で、要介護4または5に相当する高齢者を在宅で介護し、過去1年間介護保険サービスを受けなかった介護者を慰労する。

○ 内容

家族介護慰労金 @100,000 円×3 人=300,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 152

8206 認知症高齢者見守り事業に関する経費 1,450,000 円 (1,448,000 円)

[国・県 837,000 円 その他 613,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 558,000 円]

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 279,000 円]

[保険料：特別徴収分 334,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 279,000 円]

○ 目的

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築を行う。

○ 内容

徘徊のおそれのある認知症高齢者を対象に、見守りキーホルダー・ステッカーの配布やGPSの貸し出しを行い、徘徊時に早期に発見できるようにする。

見守りステッカー @295 円×1.08×2,400 足=764,640 円

システム使用料 @35,000 円×1.08×12 月=453,600 円

[担当：高齢福祉課] P. 152

8301 配食サービスに関する経費 8,275,000 円 (8,084,000 円)

[国・県 2,698,000 円 その他 5,577,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,799,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 899,000 円]

[保険料：特別徴収分 1,078,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 4,499,000 円]

○ 目的

要支援認定者または基本チェックリスト該当者を除くひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等で、身体的に買い物や調理が困難な人を対象に、夕飯の配達をすることにより、安否の確認、栄養摂取の補助、孤独感の解消を図る。

○ 内容

月～金までの週 5 回のうち必要と認められる日の夕食を配達する。利用者負担は 400 円。

委託料金 @550 円×3,600 食×4 施設=7,920,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 152

8401 認知症サポーター等養成事業に要する経費 175,000 円 (168,000 円)

[国・県 100,000 円 その他 75,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 67,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 33,000 円]

[保険料：特別徴収分 42,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 33,000 円]

○ 目的

認知症を理解し温かく見守り支援する認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを市民の手で展開することを目的とする。

○ 内容

認知症キャラバンメイトが講師となり、「認知症とは」「認知症の診断・治療・予防につ

いて」「認知症の方への接し方」について、認知症標準教材を用いて実施し、認知症についての知識の普及啓発を図る。

認知症サポーター養成講座テキスト・ステッカー代（送付代・通知代込） 165,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 153

8501 成年後見制度利用支援事業に要する経費 1,353,000 円（1,591,000 円）

[国・県 780,000 円 その他 573,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 520,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 260,000 円]

[保険料：特別徴収分 313,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 260,000 円]

○ 目的

成年後見制度市長申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行うことを目的とする。

○ 内容

身寄りのいない認知症高齢者等であって、契約による介護保険サービス等の利用が困難な方のうち、成年後見人等による支援を必要とするが、審判の申立てを行う親族がいない場合などに、市長が成年後見制度の審判の申立てを家庭裁判所に行う。

市長申立てに要する各種手数料 345,000 円

成年後見制度利用支援事業後見人等報酬助成 1,008,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費 3 在宅医療・介護連携推進事業費

[担当：高齢福祉課] P. 153

7501 在宅医療・介護連携推進事業に要する経費 5,000,000 円（5,000,000 円）

[国・県 2,887,000 円 その他 2,113,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,925,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 962,000 円]

[保険料：特別徴収分 1,151,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 962,000 円]

○ 目的

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とする。

○ 内容

取手市医師会に業務委託を行い、在宅医療において積極的役割を担う地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、介護支援専門員等の多職種協働による在宅医療の支援体制を構築することで、退院支援から生活の場における療養支援、急変時の対応及び看取りまでが包括的かつ継続的に実践される在宅医療の提供体制を確立する。

在宅医療・介護連携推進事業委託料 5,000,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費 4 生活支援体制整備事業費

[担当：高齢福祉課] P. 153

7501 生活支援体制整備事業に要する経費 3,888,000円(2,136,000円)

[国・県 2,244,000円 その他 1,644,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,496,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 748,000円]

[保険料：特別徴収分 896,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 748,000円]

○ 目的

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、老人クラブ、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする。

○ 内容

地域における助け合い・支え合いづくりの推進を目的に、定期的な情報共有・連携強化の中核となる場で、地域の課題やニーズの解決策や対応策等を一緒に考える場として、「地域における支え合いづくり推進協議会（協議体）」を第1層（市全体）及び第2層（各地域包括支援センター）に設置する。

また、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を各地域包括支援センターごとに選出し、介護予防・生活支援サービスに関する必要事項を協議する。

生活支援体制整備事業委託料 3,888,000円

3 包括的支援事業費・任意事業費 5 権利擁護事業費

[担当：高齢福祉課] P. 154

7501 権利擁護事業に要する経費 88,000円(88,000円)

[国・県 49,000円 その他 39,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 33,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 16,000円]

[保険料：特別徴収分 23,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 16,000円]

○ 目的

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的とする。成年後見制度の普及・啓発を図ることで成年後見制度の利用を促進する。

○ 内容

日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護を目的とするサービスや制度を活用する等、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図る。

また、成年後見制度の普及・啓発活動を行なっている NPO 法人とりで市民後見の会に対して、活動費の助成等を実施する。

権利擁護関係セミナー参加費 18,000 円

成年後見制度普及・啓発活動事業補助金 70,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費 6 地域ケア会議推進事業費

[担当：高齢福祉課] P. 154

7501 地域ケア会議推進事業に要する経費 571,000 円 (363,000 円)

[国・県 328,000 円 その他 243,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 219,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 109,000 円]

[保険料：特別徴収分 134,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 109,000 円]

○ 目的

個別ケースを検討する地域ケア会議（地域ケア個別会議）は、地域包括支援センターが主催し、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO 法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とする。

○ 内容

個別事例の検討等を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげることとする。

地域ケア会議推進事業委託料 @132,000 円×4×1.08=570,240 円

3 包括的支援事業費・任意事業費 7 認知症総合支援事業費

[担当：高齢福祉課] P. 154

7501 初期集中支援事業に要する経費 733,000 円 (852,000 円)

[国・県 423,000 円 その他 310,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 282,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 141,000 円]

[保険料：特別徴収分 169,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 141,000 円]

○ 目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」

を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

○ 内容

認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師（認知症サポート医）の指導の下、「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター緑寿荘及び藤代なごみの郷に設置し、複数の専門職が、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問、観察・評価、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

認知症施策推進会議 @2,000円×12人×2回=48,000円

認知症初期集中支援事業委託料 @280,000円×2ヶ所×1.08=604,800円

認知症初期集中支援チーム員研修負担金 @40,000円×2名=80,000円

[担当：高齢福祉課] P.155

7601 地域支援・ケア向上事業に要する経費 1,358,000円 (1,560,000円)

[国・県 783,000円 その他 575,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 522,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 261,000円]

[保険料：特別徴収分 314,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 261,000円]

○ 目的

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに2名ずつ配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的とする。

○ 内容

認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む医療機関や、介護サービス事業者や認知症サポーター等地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組を実施する。

また、今年度から回想スクールを受講したレミニシャン（心療回想士）や認知症カフェ等を通じて顔なじみになったボランティアが「認とも」として、認知症の人の居宅を訪問して一緒に過ごす取組を実施する。

認知症地域支援・ケア向上推進事業委託料 @80,000円×4ヶ所×1.08=345,600円

「認とも支援事業」委託料 @144,000円×1.08=155,520円

認知症カフェ（オレンジカフェ）運営補助金 @100,000円×3ヶ所=300,000円

認知症ガイドブック作成 @200,000円×1.08=216,000円

認知症地域支援推進員研修負担金（新任者・現任者）@38,000円×8人=304,000円

4 その他諸費 1 審査支払手数料

[担当：高齢福祉課] P.155

7501 審査支払手数料に要する経費 626,000円 (1,129,000円)

[国・県 203,000円 その他 423,000円]

＊ 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 125,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 78,000 円]

[保険料：特別徴収分 176,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 169,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 78,000 円]

○ 目的

介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を茨城県国民健康保険団体連合会に依頼する。

○ 内容

茨城県国民健康保険団体連合会に審査支払手数料を支払う。

審査支払手数料

介護予防・生活支援サービス事業費 @57 円×535 件×12 月＝365,940 円

介護予防ケアマネジメント費 @57 円×380 件×12 月＝259,920 円

4 諸支出金

1 償還金及び還付加算金 1 第1号被保険者保険料還付金

[担当：高齢福祉課] P.157

7501 第1号被保険者保険料還付金 2,500,000 円 (2,000,000 円)

[その他 2,500,000 円]

＊ 特財積算根拠

[保険料：普通徴収分 2,500,000 円]

○ 目的

前年度以前における過誤納付保険料の還付をする。

○ 内容

過誤納還付金 2,500,000 円